

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月十一日

総務大臣 山本 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第四十六条第一項第七号の(1)中「前号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び」を削り、同号の(1)中「及び(2)」の下に「並びに前号の(2)、(3)及び(5)」を加え、同号の(2)から(5)までを削り、同号の(6)(一)中「利用する周波数（以下「利用周波数」という。）」を「利用周波数」に改め、同(6)を同号の(2)とし、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

(1) 第一号の(1)及び(2)に掲げる事項

(2) 外観及び構造（図面及び写真で示すものとする。）

(3) 発振の方式

(4) 振動子の種類及び型名

(5) 高周波出力の定格値及び測定値

(6) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一) 利用する周波数（以下「利用周波数」という。）及び周波数変動幅

(二) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度

又は電界強度

第四十六条の二第一項第六号中「超音波ウエルダー」を「超音波ウエルダー」に改め、(3)を削り、(4)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（無線通信規則に規定する我が国で使用することが認められている産業科学医療用の周波数（以下「ISM用周波数」という
--

許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）

。に係る部分を除く。		準尖頭値	
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル		平均値
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル		九〇デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七二デシベルまで ※		七六デシベル
			八〇デシベルから六〇デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の(一)から(三)までの各表に定める値以下であること。

(一) 利用周波数における磁界強度

周波数帯	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
一〇kHz以上五〇kHz以下	三七・一デシベル

(二) 不要発射による磁界強度

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。)
五〇kHzを超え一五〇kHz以下	二三・一デシベル

(三)

一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル
不要発射による電界強度	
周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八七八デシベル	七八デシベル

四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	七九MHz未満	一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	一七四MHz以上一八八・七MHz以下	一五六MHzを超え一七四MHz未満	以下	一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	・四一四MHz未満	一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	下	八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	八一・八四八MHz以上八七MHz未満	四八MHz未満
六三デシベル	六〇デシベル	五〇デシベル	六〇デシベル	六〇デシベル	五〇デシベル	七四デシベル	六〇デシベル	六〇デシベル	七〇デシベル	六〇デシベル	六〇デシベル	六三デシベル	六三デシベル	

四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下 一六〇デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

- (5) (3)の電源端子における妨害波電圧並びに(4)の利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

第四十六条の二第一項第七号の(3)中「及び前号の(3)」を削り、同(3)を同号の(4)とし、同号の(2)の次に次のように加える。

- (3) 利用周波数による発射及びスプリアス発射による漏えい電界強度がその設備の発振器から三〇メートルの距離において次に掲げる値以下であること。
- (一) 利用周波数において毎メートル一ミリボルト
- (二) 五二六・五kHzから一、六〇六・五kHzまでの周波数において毎メートル三〇マイクロボルト
- (三) (一)及び(二)に規定する周波数以外の周波数（ISM用周波数を除く。）において毎メートル $\sqrt{20P}$ （Pは、高周波出力をワットで表した数とし、高周波出力が五〇〇〇ワット未満のものにあつては五〇〇とし、二キロワットを超えるものにあつては二、〇〇〇とする。）マイ

クロボルト

第四十六条の二第一項第八号の(4)(二)中「負荷端子及び」を削る。

第四十六条の三第一項第五号を削り、同項第六号の(1)中「前号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダー

- (1) 第一号の(1)に掲げる事項
- (2) 外観及び構造
- (3) 発振の方式
- (4) 振動子の種類及び型名
- (5) 利用周波数及び周波数変動幅の設計値
- (6) 電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の設計値

六 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械

- (1) 第一号の(1)並びに前号の(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
 - (2) 利用周波数による発射及びスプリアス発射の漏えい電界強度の設計値
- 第四十六条の七第一項第一号中(3)を削り、(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、(2)の次に次のように加える

(3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	許容値 (一マイクロボルトを○デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	七八デシベルから六八デシベルまで ※	六八デシベルから五八デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 不要発射による磁界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯 (ISM用周波数に係る部分を除く。)	準尖頭値の許容値 (毎メートル一マイクロアンペアを○デシベルとする。)
一五〇kHz以上三〇MHz以下	三九デシベルから三デシベルまで (周波数の対数に対して直線的に減少した値)

(5) 不要発射による電界強度の準尖頭値がその設備から一〇メートルの距離において次の表に

定める値以下であること。ただし、準尖頭値が許容値を超える場合であつても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が許容値以下のときは、この限りでない。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル

二二〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル
---------------------	--------	--------

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができ。

(6) 不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	尖頭値の許容値（毎メートルマイクロボルトを〇デシベルとする。）
一GHzを超え二・三GHz以下	九二デシベル
二・三GHzを超え二・四GHz未満	一一〇デシベル
二・五GHzを超え五・七二五GHz未満	九二デシベル
五・八七五GHzを超え一一・七GHz未満	九二デシベル
一一・七GHz以上一二・七GHz以下	七三デシベル
一二・七GHzを超え一八GHz以下	九二デシベル

(7) 不要発射による電界強度について、一、〇〇五MHzから二、三九五MHzまでの間及び二、五〇五MHzから一七、九九五MHzまで（五、七二〇MHzから五、八八〇MHzまでを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、別表第八号第一の2(6)に定める条件で、一〇MHz掃引した値の尖頭値が、当該設備から三メートルの距離において毎メートル六〇デシベルマイクロボルト以下であること。

第四十六条の七第一項第二号中(3)を削り、(4)を(6)とし、(2)の次に次のように加える。
 (3) 電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一〇kHz以上五〇kHz未満	一二二デシベル	
五〇kHz以上一四八・五kHz未満	一〇二デシベルから九二デシベルまで ※	
一四八・五kHz以上五〇〇kHz未満	七八デシベルから六八デシベルまで ※	六八デシベルから五八デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(4) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の(一)及び(二)の各表に定める値以下であること。

(一) その設備の対角線の寸法が一・六メートル未満である場合

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	磁界により直径二メートルのループアンテナに誘起される電流の準尖頭値の許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	水平成分	垂直成分
一〇kHz以上七〇kHz未満	八八デシベル	一〇六デシベル
七〇kHz以上一四八・五kHz未満	八八デシベルから五八デシベルまで ※	一〇六デシベルから七六デシベルまで ※
一四八・五kHz以上三〇MHz以下	五八デシベルから二二デシベルまで ※	七六デシベルから四〇デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五kHzから

一、六〇六・五kHzまでの周波数においては、水平成分について三七デシベル、垂直成分について五五デシベルとする。

(二) その設備の対角線の寸法が一・六メートル以上である場合

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	その設備から三メートルの距離における磁界強度の準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを○デシベルとする。）
一〇kHz以上七〇kHz未満	六九デシベル
七〇kHz以上一四八・五kHz未満	六九デシベルから三九デシベルまで ※
一四八・五kHz以上四MHz未満	三九デシベルから三デシベルまで ※
四MHz以上三〇MHz以下	三デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とし、五二六・五kHzから九一二kHzまでの周波数においては、一八デシベルとする。

(5) 不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを○デシベルとする。）
三〇MHzを超え八〇・八七二MHz以下	三〇デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八八MHz	五〇デシベル

未満	
八一・八八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

別表第八号及び第九号を次のように改める。

別表第八号 型式確認に係る試験方法（第46条の7関係）

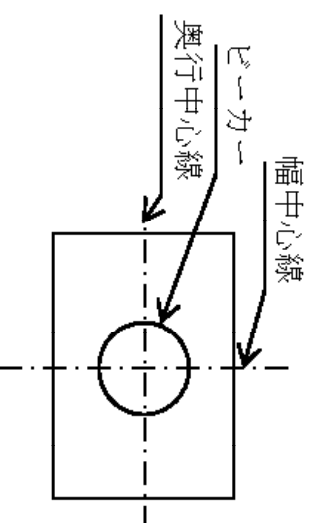
第1 電子レンジ

1 試験条件

(1) 測定場所の温度及び湿度	ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲 イ 相対湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲
-----------------	---

(2) 電子レンジの設置の方法	<p>ア 磁界強度又は電界強度以外の項目の測定の場合 平たんな非金属性の台の上に通常の使用状態で置く。</p> <p>イ 磁界強度又は電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する非金属性の支持台の上に置き、底面が地表又は床面から80センチメートルの高さになるようにする。この場合において、電源電線が支持台の中心から垂直に降ろして余分があるときは、その部分を束ねておく。</p>
(3) 電源周波数	<p>50Hz又は60Hz</p>
(4) 出力切換え	<p>出力切換えのある場合は、高周波出力の定格値が最大となる位置とする。</p>
(5) 負荷の方法	<p>ア 高周波出力又は漏えい電波の電力束密度以外の項目の測定の場合</p> <p>① 負荷 摂氏15度から摂氏25度までの範囲の水を用いる。</p> <p>② 容器 外径190ミリメートル±5ミリメートル、高さ90ミリメートル±5ミリメートルの低損失ピーカーを1個使用する。</p>

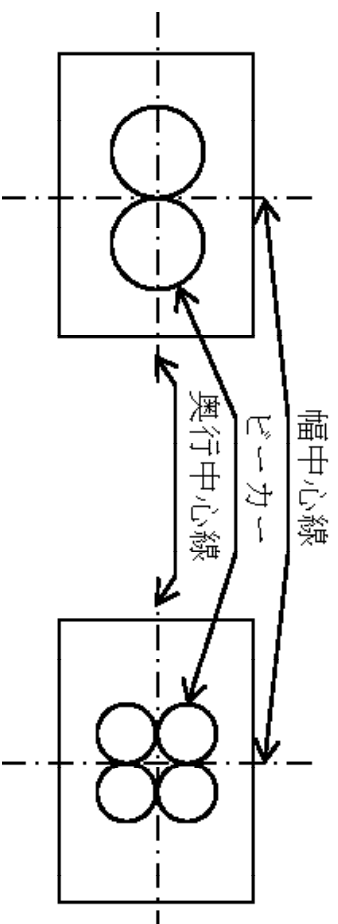
- ㊦ 負荷量 1,000ミリリットルの水を用いる。
- ㊧ 位置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



イ 高周波出力の測定の場合

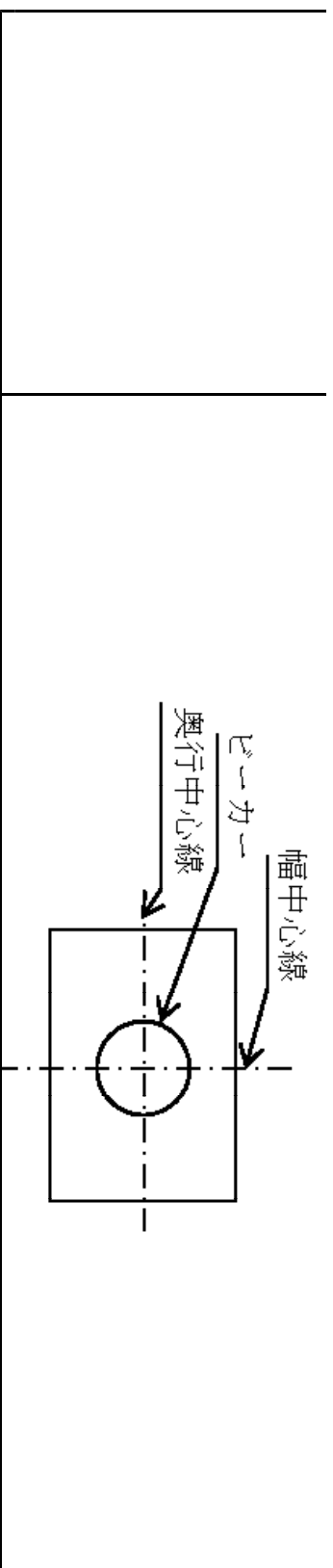
- ㊦ 負荷 摂氏 8 度から摂氏12度までの範囲の水を用いる。
- ㊧ 容器 容量1,000ミリリットルの低損失ビーカーを 2 個使用する。ただし、これを入れることができない場合は、容量500ミリリットルの低損失ビーカーを 4 個使用することができる。
- ㊦ 負荷量 2,000ミリリットルの水を各ビーカーに等分する。
- ㊧ 位置 加熱室の中心部に次の図に示すような状態で互いにビーカーが接するように並べる。

1,000ミリリットルのビーカー 500ミリリットルのビーカー
カー2個を使用した場合 カー4個を使用した場合



ウ 漏えい電波の電力束密度の測定の場合

- ㉑ 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。
- ㉒ 容器 容量500ミリリットルの低損失ビーカーを1個使用する。
- ㉓ 負荷量 260ミリリットルから290ミリリットルまでの範囲の水を用いる。
- ㉔ 位置 加熱室の中心部に次の図に示すように置く。



2 測定等

<p>(1) 占有周波数帯幅に含まれる周波数の範囲</p> <p>(2) 高周波出力</p>	<p>5分間以上動作させた後、負荷を取り替え、負荷が沸騰点に達するまでの発振周波数の変化を周波数測定装置により測定する。その後、スペクトラムアナライザーによる占有周波数帯幅（スペクトル分布の波形の最高値から26デシベル低下したレベルにおける周波数帯幅とする。）を測定する。</p> <p>次の手順により測定及び算定を行う。</p> <p>ア 30分間以上動作させた後、負荷を取り替え、温度が約10度上昇する時間(t)を求めぬ。</p> <p>イ 再度負荷を取り替え、t時間加熱して各ピーカーの水温上昇値</p>
--	---

の平均を求める。

ウ イの動作を5回繰り返し返し、各回の温度上昇値を平均して、平均温度上昇値 (ΔT) を求める。

エ ア及びウの値に基づき次の式により高周波出力 (P) を求める。

$$P \text{ (W)} = \frac{8,400 \times \Delta T \text{ (摂氏温度)}}{t \text{ (秒)}}$$

ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

電子レンジを高さ40センチメートルの台の上に置き、80センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源回路網の電源出力端子に電子レンジの電源入力端子を接続し、電子レンジを動作させ、10秒以上経過後に測定する。

- | | |
|---------------------|--|
| (4) 不要発射による
磁界強度 | 直径0.6メートルのルーニアテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、支持台を回転させ、電子レンジから3メートルの距離における最大値を測定する。 |
|---------------------|--|

(5) 不要発射による電界強度	<p>ループアンテナの下端の地上高は1メートルとする。</p> <p>動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。</p> <p>空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により周波数ごと、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、1,000MHz以下の周波数範囲においては電子レンジから10メートルの距離における最大値を測定する。ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離において測定することができる。</p> <p>1,000MHzを超える周波数範囲においては3メートルの距離における最大値を測定する。</p> <p>動作を開始してから10秒以上経過後に測定する。</p> <p>測定装置の分解能帯域幅を1 MHz、ビデオ帯域幅を1 MHz以上に設定する。</p>
(6) 電界強度の重み付け測定	<p>測定装置の分解能帯域幅を1 MHz、ビデオ帯域幅を10Hzに設定し、対数値モードで測定する。</p> <p>尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、少なくとも掃引</p>

<p>(7) 漏えい電波の電力束密度</p> <p>(8) 安全性</p>	<p>5回の中の最大値保持モードで測定した結果を用いる。</p> <p>耐久試験（扉を十萬回開閉する。）後起動させ、次の各状態における電子レンジの表面から5センチメートル離れた全ての場所における電力束密度を測定する。</p> <p>ア 扉を閉めた状態</p> <p>イ 発振管の発振停止装置が動作する直前の位置まで扉を開いて固定した状態</p> <p>ウ ラッチなどの固定装置を有するものは、通常扉を開く力の2倍の力で扉の取手の任意の箇所を引いた状態</p> <p>一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。</p> <p>ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況</p> <p>イ 高圧電気により充電される器具及び電線の収容状況</p>
---------------------------------------	---

第2 電磁誘導加熱式調理器

1 試験条件

<p>(1) 測定場所の温度及び湿度</p>	<p>ア 温度 摂氏5度から摂氏35度までの範囲</p> <p>イ 相対湿度 45パーセントから85パーセントまでの範囲</p>
------------------------	--

(2) 電磁誘導加熱式 調理器の設置の方 法	<p>ア 磁界強度又は電界強度以外の項目の測定の場合 平たんな非金属性の台の上に通常の使用状態で置く。</p> <p>イ 磁界強度又は電界強度の測定の場合 水平面上にある回転する非金属性の支持台の上に置き、底面が 地表又は床面から80センチメートルの高さになるようにする。こ の場合において、電源電線は支持台の中心から垂直に降ろす。 ただし、当該設備の対角線の寸法が1.6メートルを超えるとき は、地表又は床面に薄い絶縁体を敷き、その上に置く。</p>
(3) 電源周波数	<p>イ 負荷 摂氏18度から摂氏22度までの範囲の水を用いる。 50Hz又は60Hz</p>
(4) 負荷の方法	<p>イ 容器 接触面の寸法が、110、145、180、210又は300ミリメ ートルのうち、仕様の範囲内で最も小さいほうろろ鉄製 容器。ただし、平らな容器で使用することを想定してい ない加熱領域を持つものについては、附属された容器又 は仕様で推奨された容器</p>
ウ 負荷量	<p>容器の定格容量の80%以上の水</p>

	<p>エ 位置 加熱部の中心に置く。</p> <p>オ アからエまでにかかわらず、最大出力に設定する場合は、この限りではない。</p>
--	---

2 測定等

<p>(1) 利用周波数</p> <p>(2) 周波数変動幅</p> <p>(3) 高周波出力</p>	<p>電源を投入し起動させてから15分経過後の周波数を測定する。周波数の切換えが可能な機器にあつてはそれぞれの周波数を、周波数が連続して可変なものにあつてはその最低周波数及び最高周波数を測定する。</p> <p>電源を投入し起動させてから15分経過するまでの間、(1)の利用周波数に対応する周波数について最低値と最高値を測定する。</p> <p>次の手順により測定及び算出を行う。</p> <p>ア 最大の高周波出力で加熱し、消費電力量が120ワットに達したときは、装置の電源を切断し、負荷の水を十分かくはんした後、その温度を測定し、次の式から熱効率ηを求める。</p> $(V + C \times W) (T - T_0)$
---	--

$$\eta \text{ (\%)} = \frac{E \times 860}{\quad} \times 100$$

なお、 V : なべ等の中の水の重量 (g)

C : 試験に用いたなべ等の比熱 (cal / deg)

W : 試験に用いたなべ等の重量 (g)

T : 加熱後の水の温度 (°C)

T₀ : 加熱前の水の温度 (°C)

E : 加熱に要した消費電力量 (Wh)

イ 次の式から高周波出力 P を求める。

$$P = \eta \times p$$

なお、 p : 定格消費電力 (W)

ウ 高周波出力の測定値は、少なくとも 3 回以上行う。

ただし、本手順により難しい場合は、電源端子における消費電力の測定により代えることができる。

(4) 電源端子における妨害波電圧

電磁誘導加熱式調理器を高さ 40 センチメートルの台の上に置き、80 センチメートル離れた位置に擬似電源回路網を設置し、擬似電源

回路網の電源出力端子に電磁誘導加熱式調理器の電源入力端子を接続し、電磁誘導加熱式調理器を動作させ、10秒以上経過後に測定する。

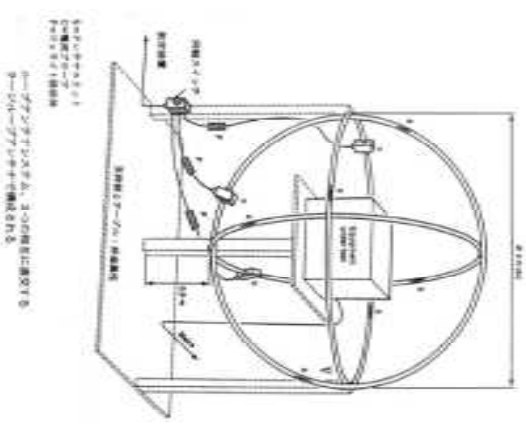
加熱領域を複数持つ場合は、順番に単独で動作させて測定する（(5)から(7)までにおいても適用する。）。

1つの加熱領域に複数の誘導コイルを持つ場合は、最初に領域内の最も小さいコイルを動作させて測定し、次に領域内の全てのコイルを動作させて測定する（(5)から(7)までにおいても適用する。）。

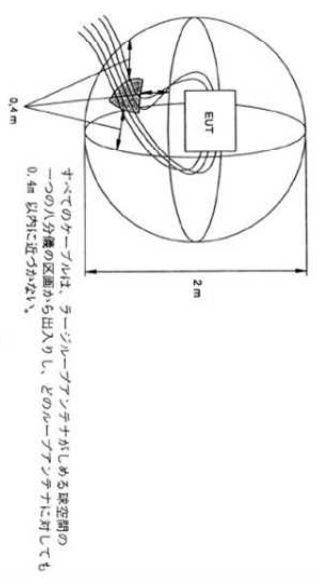
次の図のとおり装置を設置し、電源を投入し起動させてから5分経過後に測定する。

電流プローブを用いて三方向のループアンテナのそれぞれについて行う。

(5) 直径2メートルのループアンテナによる電流の測定



ケーブル類は次の図のとおり一緒にして引き回し、直径2メートルのループレジテナが占める同一の八分儀区画から引き出し、どのループレジテナに対しても0.4メートル以内に近づかないよう配置する。



(6) 3メートル離れた地点での磁界強度	<p>直径0.6メートルのループアンテナを接続した校正済みの磁界強度測定器により、次の手順により測定を行う。</p> <p>ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に最大の高周波出力で漏えい磁界強度を測定する。</p> <p>イ 漏えい電波を受信したときは支持台及び受信アンテナを回転し、最大の測定値を求め、これをもつてその周波数の測定値とする。</p>
(7) 不要発射による電界強度	<p>空中線系を含め校正済みの電界強度測定装置により、次の手順により測定を行う。</p> <p>ア 電源を投入し起動させてから5分経過後に、最大の高周波出力で電界強度を測定する。</p> <p>イ 漏えい電波を受信したときは周波数ごとに、偏波面及び空中線の高さを変化させるとともに支持台を回転させ、電磁誘導加熱式調理器から10メートルの距離における最大値を測定する。</p> <p>ただし、ケーブルを含めて直径1.2メートル、床から1.5メートルの円柱形の体積内に収まる設備に限り、3メートルの距離にお</p>

(8) 安全性	<p>いて測定することができる。</p> <p>一般的な妥当性を有する方法により次の事項を確認する。</p> <p>ア 絶縁抵抗値その他きょう体の絶縁状況</p> <p>イ 電線の収容状況</p>
---------	--

別表第九号 試験成績書の様式 (第46条の8関係)

第1 電子レンジ

		試験成績書		型式名	
		測定値	測定値	測定条件等	測定条
1 占帯れの 有幅る範 周に周囲 波含波 数ま数	(1) 発振周波数	測定値		測定条件等	
		測定値			
	(2) 占有周波数帯幅	測定値		測定条	
		測定値			

2 高周波出力					条件等		
3	電る源妨害端子波に電お圧おかけ	測 定 値		測定条件等			
		周波数範囲	準尖頭値				平均値
		(1) 150kHz以上 500kHz未満					
		(2) 500kHz以上 5 MHz以下					
	(3) 5 MHzを超え 30MHz以下						
4 不要発射による磁界強度		測 定 値		測定条件等			
5	測 定 値		測定条件等				
	周波数範囲	準尖頭値					平均値
	(1) 30MHzを超え						

不要発射による電界強度

	80.872MHz以下				測定条件等
(2)	80.872MHzを超え 81.88MHz未満				
(3)	81.88MHz以上 134.786MHz以下				
(4)	134.786MHzを超え 136.414MHz未満				
(5)	136.414MHz以上 230MHz以下				
(6)	230MHzを超え 1,000MHz以下				
	周波数範囲		尖頭値		測定条件
(7)	1GHzを超え2.3GHz以下				
(8)	2.3GHzを超え2.4GHz未満				
(9)	2.5GHzを超え5.725GHz未満				
(10)	5.875GHzを超え11.7GHz未満				

	(1) 11.7GHz以上12.7GHz以下		等	
	(2) 12.7GHzを超え18GHz以下			
6 重ね み測 付定	測 定 値		測 条 件 等 定	
	周 波 数 範 囲	尖頭値		
	(1) 1,005MHzから2,395MHz			
	(2) 2,505MHzから17,995MHz			
7 漏の度 え電 い力 電束 波密	測 定 値		測 定 条 件 等	
	(1) 扉を閉めた状態			
	(2) 発振停止の直前の位置 まで扉を開いた状態			
8 安 全	(3) 2倍の力で取手を引いた状態		測 定 条 件	
	(1) 絶縁抵抗値その他きよ う体の絶縁状況			
	(2) 高圧電気により充電さ れる器具及び電線の収容			

性	状況		等
---	----	--	---

- 注 1 測定条件等の欄には、測定年月日、使用測定器名（形式、購入年及び製造者名）その他参考となる事項を記入すること。
- 2 5の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第 2 電磁誘導加熱式調理器

		試験成績書		確認番号	
				型式名	
1	利 用 周 波 数	測 定 値		測 定 条 件 等	
		測 定 値			
2	周 波 数 変 動 幅	測 定 値		測 定 条 件 等	
		測 定 値			

3 高 周 波 出 力		測定値		測定条件等	
測定値		準尖頭値	平均値		
4	電波源電圧端子におおける妨害	周波数範囲			測定条件等
		(1) 10kHz以上 50kHz未満			
		(2) 50kHz以上 148.5kHz未満			
		(3) 148.5kHz以上 500kHz未満			
		(4) 500kHz以上 5 MHz以下			
	(5) 5 MHzを超え 30MHz以下				
5		測定値	準尖頭値		

直シ 径テ 2ナ メに 1よ トリ ル測 の定 ルシ 1た ゾ電 テ流	周波数範囲		水平成分	垂直成分	測定条件等
6	(1) 10kHz以上 70kHz未満				測定条件等
	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満				
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満				
	(4) 526.5kHz以上 1,606.5kHz以下				
	(5) 1,606.5kHzを超え 30MHz以下				
3磁 メ界	測定値				
	周波数範囲	準尖頭値			
	(1) 10kHz以上 70kHz未満				

1 強 ト度 ル 離 れ た 地 点 で の	(2) 70kHz以上 148.5kHz未満		測 定 条 件 等
	(3) 148.5kHz以上 526.5kHz未満		
	(4) 526.5kHz以上 912kHz以下		
	(5) 912kHzを超え 4MHz未満		
	(6) 4MHz以上 30MHz以下		
	7	測 定 値	
不 要 発 射	周波数範囲	準尖頭値	
	(1) 30MHzを超え 80.872MHz以下		
	(2) 80.872MHzを超え 81.88MHz未満		

に よ る 電 界 強 度	(3)	81.88MHz以上 134.786MHz以下		条 件 等				
	(4)	134.786MHzを超え 136.414MHz未満						
	(5)	136.414MHz以上 230MHz以下						
	(6)	230MHzを超え 1,000MHz以下						
	8 安全性	(1)	絶縁抵抗値そ の他きょう体の 絶縁状況				測 定 条 件 等	
			(2)			電線の収容状 況		

注 1 測定条件等の欄には、測定年月日及び使用測定器名（形式、購入年及び製造者名）その他参考となる事項を記入すること。

2 7の欄の「測定条件等」には、設備からの距離を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第六号の第2を次のように改める。

第2 添付書類(設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。)

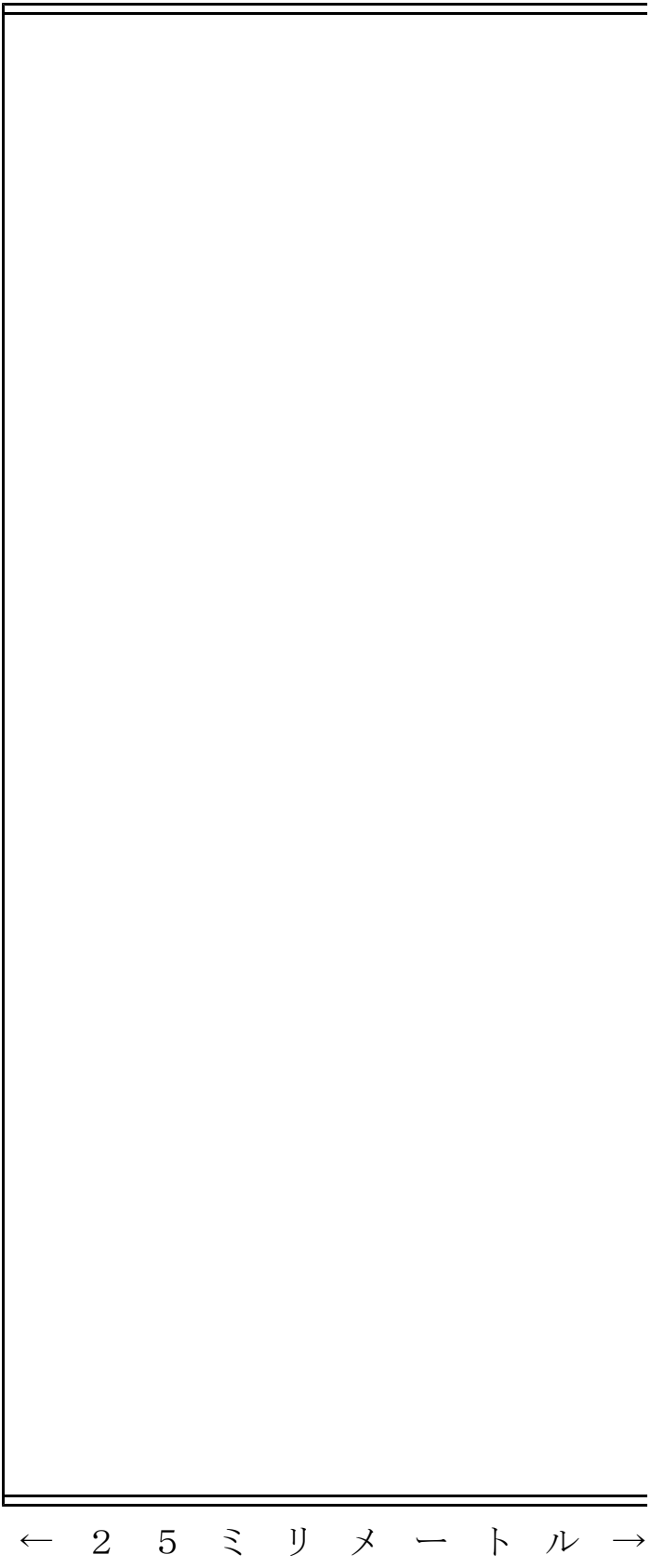
高周波利用設備 申請書 届書 (注1)の添付書類					※整理番号	
(装置分) (注2)						
1	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
(装置の別)	使用周波数	発振方式	占有周波数帯幅又は周波数変動幅	高周波出力	負荷と電極の結合方式	装置内電源ろ波器
工	(7)	(8)	(9)	(10)		
(装置の別)	遮蔽	機器の製造者	機器の型式又	機器の製造		

長

		部分	名	は名称	番号
事	(11) 高周波そ く流線輪		(13) 遮蔽室 等	(14) その他の 工事設計	(15) 添付図面
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		ア 遮蔽室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ 設備を設置す る建物の構造		<input type="checkbox"/> ア 線路系統図 <input type="checkbox"/> イ 装置の系統 図 <input type="checkbox"/> ウ 装置の外観 を示す図又は 写真
設	(16) 設備規則第65条第1項における区別			(17) 定格入力電力	
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	2 設置場所付近の図面	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	設置場所付近の建造物等の状況を示す図		

3 参考事項					
ふりがな		6 設備の種類別			
4 氏名又は名称					
ふりがな					
5 住所					
7 設置の目的					
8 設置場所					
9 高周波電流を通ずる線路		(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日
※ 備考					

辺



短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 不要の文字は抹消すること。
- 2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。
- 3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
-----	-----------	-----

<p>1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）</p>	<p>(1) 新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合</p> <p>(2) 変更の許可の申請又は届出（法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合</p>	<p>1の(1), (2), (3), (4), (8), (9), (10), (11)(注1), (12), (14)及び(15)並びに3から9まで(注1)</p> <p>1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (11)(注2), (12)(注2), (14)(注2)及び(15)(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 9(注3), 10並びに11</p>	<p>(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。</p> <p>(注2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による</p>
<p>2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備</p>	<p>(1) 新設許可の申請の場合</p>	<p>1の(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10), (12), (13), (14), (15), (16), (17), (18)及び(19)並びに2から8まで</p>	<p>年法律第151号）第3条第1項の規定による</p>

	<p>(2) 変更の許可の申請又は届出の場合</p>	<p>1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (5)(注2), (6)(注2), (7)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (12)(注2), (13)(注2), (14)(注2), (15)(注2), (16)(注2), (17)(注2), (18)(注2)及び(19)(注2), 2(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 10並びに11</p>	<p>電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。</p> <p>(注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。</p>
--	----------------------------	--	---

4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

5 1の(1)の欄から(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合

には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1、第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、………」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から(10)の欄までに各装置に対応する該事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別と対応が明らかかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1、第2 第3～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6kHz 40kHz	100W

6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする

。) を使用周波数を基準として「(H) 100kHz」のように記載すること。

9 1の(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。

10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11 1の(6)の欄は、高周波発生装置のきよう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

(装置の別)		(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3		無
第4～第10		有

12 1の(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきよう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1～第3 有 (共用)

第 4、第 5 有 (個別)

第 6 無

15 1の(13)の欄の記載は、次によること。

(1) 遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造 (寸法、形状及び接地箇所の数) を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア 遮蔽室 有 無 (第 1～第 3、第 6)

材料 厚さ 1 mm亜鉛鍍鉄板 (径 5 mm円孔打抜き)

構造 3 m× 4 m× 2. 5m 接地 1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り (1階) 」、 「鉄筋コンクリート造 (2階) 」のように記載すること。

16 1の(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区 別	添付する図面	内 容
<p>1 電力線搬送通信設備</p>	<p>(1) アの図</p>	<p>高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置（送信装置に限る。）の設置場所（構内及び構外）付近における他の送電線等の施設状況を併せて表示すること。</p>
<p>2 誘導式通信設備</p>	<p>(1) アの図</p>	<p>高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの（当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。）</p>

3 誘導式読み書き通信設備	(1) イの図 (2) ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	(1) ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1の(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1の(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1項第1号から第4号までに定める最大

許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

- (1) 第26条第3項（第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨
- (2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が $37.1 + 20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ デジベル（毎メートル1マイクロアンペアを0デジベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 設置者の連絡担当者及び連絡先
 - イ 実験の期間
 - ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠
 - エ 混信等の対策
 - オ 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法
 - カ 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合

合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

㊦ 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

㊧ 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

㊨ 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

㊩ 実験設備を接続する配電線

㊪ 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事

項

(3) その他参考となる事項

24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。

25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「(何)業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8の欄の記載は、次によること。

(1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

(2) 移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、(1)の設置場所に準じて記載するものとする。

(3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は、次によること。

ア 設置場所が同一である装置ごと一括して記載すること。

イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみものについては記載を要しない。

ウ 変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。

29 9の(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9の(2)の欄は「(何)変電所〜(何)変電所」のように記載すること。

30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

(1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。

(2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条を次のように改める。

（妨害波電圧等の許容値）

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

一 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

- (2) 当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	一〇kHz以上一五〇kHz未満	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
	一五〇kHz以上三〇MHz未満	七九・九デシベル（医療用設備にあつては、四八・五デシベル）
		三九デシベルから三デシベルまで ※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

- (3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	三〇MHz以上八〇・八七二MHz以下	最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	準尖頭値	平均値
		三〇デシベル	二五デシベル
		五〇デシベル	四五デシベル

八・一・八四八MHz以上一三四・七八六MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	四五デシベル
一三六・四一四MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	二五デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル	三二デシベル

注一 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

二 平均値の最大許容値は、マグネトロンで駆動する装置にのみ適用する。この場合において、準尖頭値が最大許容値を超える場合であっても、当該許容値を超えた準尖頭値が測定された周波数における平均値が最大許容値以下のときは、最大許容値を満たしているものとみなす。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
------	------------------------------------

— 1 GHz を超え 1.8 GHz 以下 — 70 デシベル

(5) 無変調搬送波状以外の変動妨害波を発生させ、400 MHz を超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートルマイク ロボルトを○デシベルとする。）
1 GHz を超え 2.3 GHz 以下	92 デシベル
2.3 GHz を超え 2.4 GHz 未満	110 デシベル
2.5 GHz を超え 5.725 GHz 未満	92 デシベル
5.875 GHz を超え 11.7 GHz 未満	92 デシベル
11.7 GHz 以上 12.7 GHz 以下	73 デシベル
12.7 GHz を超え 1.8 GHz 以下	92 デシベル

(6) 400 MHz を超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における不要発射による電界強度について、1、005 MHz から 2、395 MHz までの間及び 2、505 MHz から 17、995 MHz まで（5、720 MHz から 5、880 MHz までを除く。）の間において尖頭値が最も高い妨害波の周波数を中心として、10 MHz 掃引した値の尖頭値の最大許容値 毎メー

ル六〇デシベルマイクロボルト

二 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	六六デシベルから五六デシベルまで ※	五六デシベルから四六デシベルまで ※
五〇〇kHz以上五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

周波数帯	最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
------	--------------------------------

一〇 kHz 以上五二六・五 kHz 未満	一七・一デシベル	四八・五デシベル
五二六・五 kHz 以上一、六〇六・五 kHz 未満	七・六デシベル	二八・五デシベル
一、六〇六・五 kHz 以上三〇 MHz 未満	四・一デシベル	一四・五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ 医療用設備以外の設備

周波数帯	最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値

一〇 kHz 以上五二六・五 kHz 未満	四八・五デシベル	七九・九デシベル
五二六・五 kHz 以上一、六〇六・五 kHz 未満	二八・五デシベル	四九・四デシベル
一、六〇六・五 kHz 以上三〇 MHz 未満	一四・五デシベル	二五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

(3) 当該設備から一メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界

強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇 MHz 以上二三〇 MHz 以下	三〇デシベル
二三〇 MHz を超え一、〇〇〇 MHz 以下	三七デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートル

の円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

三 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場（設置場所を除く。以下同じ。）において試験を行うもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	定格入力電力が七五kVA以下のもの	規格入力電力が七五kVAを超えるもの	
		準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
	五〇〇kHz以上五MHz以下	九〇デシベル	八〇デシベル	一一五デシベル	一〇五デシベル
		八六デシベル	七六デシベル	一二五デシベル	一一五デシベル
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	九〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル	
	一〇〇デシベル	九〇デシベル	一三〇デシベル	一二〇デシベル	

五MHzを超え三〇MHz以下	から七二デシベルまで ※	から六〇デシベルまで ※	ル	ル
----------------	--------------	--------------	---	---

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル（医療用設備にあつては、一七・一デシベル）
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

(3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界

強度の最大許容値

周波数帯	三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル	
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル	
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル	
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル	
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル	
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル	
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル	
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル	
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル	
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル	
	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクログボルトを〇デシベルとする。）	

二二〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(4) 無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

四 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、試験場において試験

を行うもの

(1) 電源端子における妨害波電圧の最大許容値

周波数帯	一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五〇〇kHz以上五MHz以下	五MHzを超え三〇MHz以下	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）		定格入力電力が二〇kVA以下のもの		定格入力電力が二〇kVAを超えるもの	
				準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値	準尖頭値	平均値
				七九デシベル	六六デシベル	一〇〇デシベル	九〇デシベル	七三デシベル	六〇デシベル
				七三デシベル	六〇デシベル	八六デシベル	七六デシベル	九〇デシベル	八〇デシベル
				七三デシベル	六〇デシベル	九〇デシベル	八〇デシベル	七三デシベル	六〇デシベル
				ベルまで	※	ベルまで	※	ベルまで	※

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(2) 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア 医療用設備

最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベ

周波数帯	一〇kHz以上五二六・五kHz未満	(一) 一一・五デシベル	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
	五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	(一) 一一・五デシベル	七・六デシベル	二八・五デシベル
	MHz未満 一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	(一) 一一・五デシベル	四・一デシベル	一四・五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ 医療用設備以外の設備

最大許容値（毎メートルマイクロナンペアを〇デシベルとする。）

周波数帯	一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から三〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値
満	五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	一九・九デシベル	四八・五デシベル	七九・九デシベル
MHz未満	一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	五デシベル	一四・五デシベル	二五デシベル

注 その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

- (3) 当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

最大許容値（毎メートルマイクログボルトを〇デシベルとする。）

二・五（一MHz以上の周波数にあつては、四・五）で除した距離に、三〇メートルを加えた距離が一〇〇メートルに満たないときは、その距離（その距離が当該設備の設置者の占有に属する区域の境界を超えるときは、当該設備が設置されている建築物の外壁と当該設備の設置者の占有に属する区域の境界との間の最も近い距離又は三〇メートルのいずれか長い距離）(2)において同じ。）における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	(一) 一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	二三・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	一三・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	一八・五デシベル
二、一九四kHz以上三、九五〇kHz未満	一三・五デシベル
三、九五〇kHz以上二〇MHz未満	(二) 一・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	(二) 一一・五デシベル

(2) 当該設備が設置されている建築物の外壁から一〇〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	三〇MHzを超え四七MHz未満	四八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	三〇デシベル	
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	四三デシベル	
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	五八デシベル	
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	四三デシベル	
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	四〇デシベル	
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	五〇デシベル	
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	四〇デシベル	
一五六MHzを超え一七四MHz未満	五四デシベル	
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	三〇デシベル	
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	四〇デシベル	
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル	
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	四〇デシベル	

準尖頭値の最大許容値（毎メートルマ
イクロボルトを〇デシベルとする。）

四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	四三デシベル
四七〇MHz以上一GHz以下	四〇デシベル

六 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試験を行い、定格入力電力が二〇kVAを超えるもの

(1) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	(一) 一一・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	一三・五デシベル
四九〇kHz以上三、九五〇kHz未満	三・五デシベル
三、九五〇kHz以上二〇MHz未満	(一) 一一・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	(一) 二一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において

て測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができ
る。

$$201 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離 (メートル) とする。)$$

- (2) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大
許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値 (毎メートルーマ イクロボルトを〇デシベルとする。)
三〇MHzを超え二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離におい
て測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができ
る。

$$201 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離 (メートル) とする。)$$

- 七 一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料
の処理、検査又は分析のために用いる設備以外の設備であつて、住居用に使用する目的の建造
物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設以外の施設で使用され、設置場所において試

験を行い、定格入力電力が二〇kVA以下のもの

- (1) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における磁界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上三〇MHz未満	(一) 一一・五デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができ

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離(メートル)とする。)$$

- (2) 当該設備が設置されている建築物の外壁から三〇メートルの距離における電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートルーマイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注 三〇メートルの距離において測定できないときは、三〇メートルよりも長い距離において測定し、その値に次の式により求められる値を加えて得た値を測定値とすることができる。

$$20 \log_{10} (d/30) \quad (dは、測定した距離(メートル)とする。)$$

2 前項に掲げる電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に指定を受けている超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の二第一項第六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間にした超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの型式の指定の申請については、第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第六号の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第六号の規定による指定を受けた超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダの型式の条件については、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に指定を受けている電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の二第一項第七号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の指定の申請については、第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第六号及び第七号の規定は、なおその効力を有する。

7 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の二第一項第七号及び第八号の規定による指定を受けた電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械及び無電極放電ランプの型式の条件については、なお従前の例による。

8 この省令の施行の際現に製造業者等が型式確認を行っている電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式の条件については、第一条の規定による改正後の施行規則第四十六条の七第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間にした電子レンジ及び電磁誘導加熱

式調理器の型式確認の届出については、第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の七第一項第一号及び第二号の規定は、なおその効力を有する。

10 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第一条の規定による改正前の施行規則第四十六条の七第一項第一号及び第二号の規定による確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器の型式の条件については、なお従前の例による。

11 この省令の施行の日から起算して一年（工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置及び中心周波数が一三・五六MHz、二七・一二MHz、四〇・四六MHz、四〇・六八MHz又は四一・一四MHzである超音波ウエルダーの場合にあつては、五年）を経過する日までの間にした高周波利用設備の設置の許可の申請については、第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第二の規定は、なおその効力を有する。

12 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第二条の規定による改正前の免許規則別表第六号第二の規定により設置の許可を受けた高周波利用設備の添付書類については、なお従前の例による。

13 この省令の施行の際現に総務大臣の設置の許可を受けている通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値については、第三条の規定による改正後の設備規則第六十五条第一項各号の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

14 この省令の施行の日から起算して一年（工業用高周波放電励起方式レーザー発生装置及び中心周波数が一三・五六MHz、二七・一二MHz、四〇・四六MHz、四〇・六八MHz又は四一・一四MHzである高周波ウェルダーの場合にあつては、五年）を経過する日までの間にした通信設備以外の高周波利用設備の設置の許可の申請については、第三条の規定による改正前の設備規則第六十五条各号の規定は、なおその効力を有する。

15 前項の規定によりなおその効力を有することとされた第三条の規定による改正前の設備規則第六十五条各号の規定により設置の許可を受けた通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値については、なお従前の例による。

16 第三条の規定による改正後の設備規則第六十五条第一項第三号及び第四号の規定（電源端子における妨害波電圧の最大許容値に係る部分に限る。）は、この省令の施行の日から起算して五年を経過するまでの間にした工業用超音波機器の設置の許可については、適用しない。